附　則

（福島県南相馬市等に係る林業就業者数の特例）

第四条　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村において林業に就業する者の数は、第二条第一項の規定にかかわらず、国勢調査令により調査した平成二十二年十月一日現在における当該市町村における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数（以下この条において「林業就業者数」という。）に、同令により調査した令和二年十月一日現在における全国の林業就業者数を同令により調査した平成二十二年十月一日現在における全国の林業就業者数で除して得た率を乗じて得た数（次項において「特例数」という。）とする。

２　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県において林業に就業する者の数は、第二条第二項の規定にかかわらず、国勢調査により調査した令和二年十月一日現在における福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）における林業就業者数の合計数に前項に規定する市町村の特例数の合計数を加えた数とする。

附　則

（福島県南相馬市等に係る林業就業者数の特例）

第四条　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村において林業に就業する者の数は、第二条第一項の規定にかかわらず、国勢調査令により調査した平成二十二年十月一日現在における当該市町村における従業地による産業分類別就業者数のうちA農業、林業のうち林業の数（以下この条において「林業就業者数」という。）に、同令により調査した平成二十七年十月一日現在における全国の林業就業者数を同令により調査した平成二十二年十月一日現在における全国の林業就業者数で除して得た率を乗じて得た数（次項において「特例数」という。）とする。

２　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県において林業に就業する者の数は、第二条第二項の規定にかかわらず、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）における林業就業者数の合計数に前項に規定する市町村の特例数の合計数を加えた数とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十六号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行に伴い、及び刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百三条第二項第三号の規定に基づき、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

法務大臣　葉梨　康弘

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令

刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成十八年法務省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の第一表、第二表及び第三表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	改正前
（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）	（法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情）
第六十四条　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。	**第六十四条**　法第百三条第二項第三号に規定する法務省令で定める事情は、次に掲げる事情とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二第一項（第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二第一項（第一号、第三号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第二号に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項、第二項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第三項若しくは第百十九条第一項（第一号から第六号まで、第十号、第十二号及び第十四号から第二十号までに係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号から第三号まで（第二号及び第三号については、自動車を運転する行為に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。	三　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十六条から第百十七条の二（第一号、第三号及び第六号に係る部分に限る。）まで、第百十七条の二の二（第一号、第三号、第七号及び第十一号に係る部分に限る。）、第百十七条の三、第百十七条の四（第一号の二に係る部分に限る。）、第百十七条の五（第一号に係る部分に限る。）、第百十八条第一項（第一号、第二号、第三号の二、第七号及び第八号に係る部分に限る。）若しくは第二項若しくは第百十九条第一項（第一号から第二号の二まで、第三号の二、第四号、第五号（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第七号、第七号の二（自動車を運転する行為に係る部分に限る。）、第九号から第十号まで、第十二号の二、第十二号の三及び第十五号に係る部分に限る。）の罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第五条までの罪を犯した者について、交通安全に関する意識が低いこと。
四　［略］	四　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。